

契 約 書

契 約 事 項

注文者（以下甲という）とその連帯保証人（以下乙という）並びに納入者（以下丙という）は裏面連載の製品（以下製品という）の納入並びに据付工事に関し次の通り契約した。

第1条 甲は本契約締結と同時に契約申込金を支払い、残金については裏面記載の支払期日に乙に現金をもって支払うものとする。

第2条 製品の所有権は丙より甲に引渡があった時といえども代金の弁済が完了する迄は丙に存し、甲は善良なる管理者の注意をもって製品を保管し使用するものとする。

第3条 丙が製品の引渡を完了したときは盜難、紛失、火災等、丙の責によらない事由によって生ずる物品の滅失、毀損、その他一切の損害は甲の負担とする。

第4条 甲は契約代金完済までは当該製品及び附帯設備を丙の承諾なくして他の場所に移動したり、第三者に転貸、売却または他人の権利とする等の処分行為をしてはならない。

第5条 次の各号の場合には甲は丙に対して負担しているすべての債務につき当然に期限の利益を失い、全額を即時現金をもって弁済する。

(イ)甲が本契約の条項に違反したとき

(ロ)甲が差押・仮差押・仮処分その他公権力の処分を受けたとき

(ハ)甲が自ら振出もしくは引受けした手形又は小切手につき不渡処分を受ける時、支払停止状態に至った時

第6条 第5条所定の事由が発生した場合は、丙は何らの催告を要することなく即時本契約を解除することができる。

第7条 ①本契約の成立後、甲の都合により、又は第6条の規定により本契約が解除されたときは、甲は契約申込金を放棄もしくは丙が蒙った損害相当額を遅滞なく弁済するものとする。

②製品の据付工事着手後（必要資材発注を含む）丙の責によらない事由によって本契約が解除された場合、甲は丙が甲から既に受け取った内入代金は全部製品の使用料として丙が取得し甲に返還されないことを承認する。

尚、この場合、丙は材料の購入費用、製品の設置場所よりの撤去工事費、その他本契約解除に伴って丙が蒙った一切の損害を甲に請求できる。

第8条 本契約が解除されたときは、甲は直ちに製品を丙に返還するものとし、この場合、甲は丙が当該製品を引き取るために据付場所に立入りこれを搬出することを拒否してはならない。

第9条 甲が代金の支払を遅延したときは日歩8錢の遅延損害金を丙に支払わなければならぬ。

第10条 乙は本契約の約旨を承認の上、甲と連帯して本契約による甲の債務履行の責に任ずる。

第11条 本契約に関する一切の訴訟は丙の住所を管轄する裁判所にて行なう。

第12条 本契約に定めなき事項又は本契約の条項に疑義のある事項については当事者信義誠実を旨とし別途協議するものとする。

店頭以外の場所でお申込みされたお客様にお知らせ

- ① お客様が店頭以外の場所で、契約された場合、本書を受領した日を含む8日間は、納入者宛書面により、本契約の解除を行うことができ、その効力は書面を発送した時（郵便消印日付）より生じます。（但商品の引渡しを完了し代金を支払ったものを除く）
- ② その場合、お客様は既に引渡された商品の引取に要する費用の負担義務はなく、引取費用は納入者が負担します。
- ③ また既に代金の一部を支払われている場合は、遅滞なくその全額の返戻を受けることができます。

